

愛がる人もあらず、いづくへなりとも行よと口説しかば、打しほれてかたはらに居たりしが、病人はかなく成て野おくり、伴の猫輿の跡につき、一町ばかり行しを追反しければ、宅に歸り、舌をくひ切て死したりし、貞享二年十月廿八日の事にて侍りし。

〔宮川舎漫筆〕^四猫恩を報

文化十三子年の春世に専ら噂ありし猫恩を報んとしてうち殺されしを、本所回向院^江埋め碑を建、法名は徳善畜男と號す、三月十一日とあり、右由來之儀者、兩替町時田喜三郎が飼猫なるが、平日出入の肴屋某が、日々魚を賣ごと、魚肉を彼猫に與へける程に、いつとも渠が來れる時には、猫先出て魚肉をねだる事なり、扱右の肴屋病氣にて長煩ひしたりし時、錢一向無之難儀なりし時、何人ともしらず金二兩あたへ、其後快氣して商賣のもとでを借らんとて、時田がもとに至りける時、いつもの猫出ざるにつき、猫はと問ければ、此程打殺し捨たりしと、其譯は先達而金子二兩なくなり、其後も金を兩度まで喰わへて逃したり、併兩度ともに取戻しけるが、然らばさきの紛失したりし金も、此猫の所爲ならんとて、猫をば家内寄集りて殺したりといふ、肴屋涙を流して、其金子はケ様くの事にて、我等方にて不思議に得たりと、其包紙を出し見せけるに、此家の主が手跡なり、去からは其後金をくはえたるも、肴屋の基手にやらんと、猫が志にて、日頃魚肉を與へし報恩ならん、扱々知らぬ事とて不便の事をなしたりとの事也、後にくはへ去らんとしたる金子をも、肴屋に猫の志を繼て與へける、肴屋も彼猫の死骸をもらひ、回向院に葬したる事とぞ、凡恩を知らざるものは、猫をたとへにひけと、又斯る珍らしき猫もありとて、皆人感じける。

〔閑窓瑣談〕猫の忠義

遠江國葵原郡御前崎といふ所に、高野山の出張にて、西林院といふ一寺あり、此寺に猫の墓鼠の